

広島県県民意見募集手続に関する指針

第1 趣旨

県の施策決定における意思決定過程の公正の確保と透明性の向上を図るために実施する、県民等からの意見募集の手続（以下「意見募集手続」という。）に関し、基準を定める。

第2 定義

この指針において意見募集手続とは、県の施策の企画立案過程において、広く県民等に対しその原案を公表し、それに対して県民等から提出された意見を考慮して意思決定を行うための手続をいう。

第3 対象

意見募集手続については、県の施策に関する基本的な計画等の策定若しくは変更又はこれに準じるもので、意見募集手続を行おうとする機関（以下「実施機関」という。）が必要と認めるもの（以下「計画等の策定等」という。）について実施する。ただし、意見募集手続等が法令等により定められているもの、国の計画等との整合を図る必要があるため意見募集手続をとることが不相当と認められるもの及び軽微な変更に係るものについては、この限りでない。

第4 実施時期等

- 1 実施機関は、計画等の策定等に関する最終的な意思決定を行うまでに、計画等の原案（広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号。以下「情報公開条例」という。）第10条に規定する不開示情報に該当する情報は除く。以下「原案」という。）を公表し、県民等の意見を求める。
- 2 実施機関は、原案の公表に当たり、計画等の策定等の段階から県の施策についての県民等の理解を一層促進するとともに、当該計画等に関する必要な意見を県民等から十分に募集できるようにするため、次に掲げる事項を記載した資料を付するよう努める。
 - (1) 原案を策定等した趣旨、目的及び背景
 - (2) 原案の概要
 - (3) その他原案に関連する資料

第5 原案等の公表方法

- 1 公表方法は、公表する原案及びこれに関連する資料を、県又は実施機関が開設するホームページへ掲載するとともに本庁の担当課（室）（公安委員会及び警察本部にあつては警察本部情報公開センター）及び行政情報コーナーで閲覧に供するほか、次表に掲げる機関ごとにそれぞれの公表場所で閲覧に供することによるものとする。

機 関 名	公 表 場 所
教 育 委 員 会	各 教 育 事 務 所
公安委員会及び警察本部	各 警 察 署
そ の 他 の 実 施 機 関	各 地 方 機 関 (総務・県税・厚生環境・農林水産・建設事務所等)

- 2 実施機関は、原案及びこれに関連する資料を公表し、計画等の策定等に関する意見募集手続を開始した旨について県民等に周知するよう努めるとともに、その意見募集手続の実施に関連する情報の提供に努める。
- 3 実施機関は、公表する原案又はこれに関連する資料が大量であることなどにより、その全部について第5の1の規定による県のホームページへの掲載が困難な場合には、その一部を掲載しないことができる。この場合において、実施機関は、原案及びこれに関連する資料の全部について閲覧できる場所を当該ホームページの中で明示する。

第6 意見の募集期間等

- 1 意見を募集する期間は、原案を公表した日から起算して一月以上とする。ただし、一月以上の意見募集期間を設けることができないやむを得ない理由があるときは、一月を下回る意見募集期間を設けることができる。この場合においても、実施機関は、県民等が意見を提出するための十分な期間の確保に努めるとともに、一月以上の意見募集期間を設けることができない理由を、原案を公表した際に明示する。
- 2 意見募集期間については、原案を公表する際に明示する。
- 3 意見の提出方法は、郵便、ファクシミリ、電子メールその他実施機関が定める方法によるものとし、意見の提出先と併せて、原案を公表する際に明示する。

第7 意見募集結果の公表

- 1 実施機関は、提出された意見を十分に考慮した上で計画等の成案を定め、これを公表する。
- 2 実施機関は、原則として意思決定を行ったときに提出された意見の概要と、これに対する実施機関の考え方（これらのうち、情報公開条例第10条に規定する不開示情報に該当する情報は除く。）を公表する。この場合において、類似の意見及びこれに対する実施機関の考え方は、まとめて公表することができる。
- 3 実施機関は、提出された意見を公表することにより、個人又は法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益が害されるおそれがあるときは、当該意見の全部又は一部を公表しないことができる。
- 4 公表は、県又は実施機関が開設するホームページへ掲載することにより実施するものとし、その期間は、意見募集手続を実施した計画等が改廃されるまでの間とする。

第8 一覧の作成

広報課長は、この指針による手続を行った対象案件の概要の一覧を作成し、公表する。

第9 施行日

この指針は、平成16年5月17日から施行する。

この指針は、平成20年4月1日から施行する。

この指針は、平成21年4月1日から施行する。

この指針は、平成22年4月1日から施行する。

この指針は、平成29年4月1日から施行する。

この指針は、令和2年4月1日から施行する。

この指針は、令和5年4月1日から施行する。

この指針は、令和5年5月1日から施行する。